

就学援助 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

弥富市教育委員会

弥富市では、令和7年4月に小学校に入学予定のお子様がいらっしゃるご家庭で、経済的に困りの保護者の方を対象に、就学援助の新入学学用品費を入学前の令和7年1月下旬に支給します。

新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- (1) お子様が令和7年4月に市内の小学校に入学予定の方
- (2) 令和7年1月1日以降も弥富市に居住する方
- (3) 就学援助の要件に該当する方(裏面上段の表の申請理由の項目いずれかに該当する方)

※生活保護世帯の方は該当しません。生活保護費から別途支給となります。

【注意】 支給が決定した場合、新入学学用品(文房具、ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子、水筒など)を購入した**57,060円以上の領収書またはレシート**(購入した品物、日付がわかるもの、スマホ決済などであればその画面の写し)を**購入物品報告書に添付して令和7年3月31日(月)までに教育委員会へ提出する必要があります。購入物品報告書は決定通知書に同封します。領収書またはレシートは大切に保管しておいてください。**なお、領収書またはレシートを期日までに提出できない場合(もしくは57,060円に満たない場合)や国立・私立学校へ入学した方、他市町村からの重複受給をした方には、支給額の全額または一部の返還を求めることがあります。

1. 申請手続きに必要なもの

- ① 就学援助費受給申請書(学校教育課にありますので窓口でご記入ください)
- ② 申請理由が裏面上段の表②～⑤番のときは、必要な証明書類(②、④、⑤については写し)
- ③ 賃貸住宅にお住まいの方は、「**賃貸住宅契約書の写し**」をご用意ください。
- ④ 振込先口座がわかるものの写し(預金通帳等)

※市役所の窓口では書類のコピーはしませんので、事前に写しをご用意ください。

上記書類等を用意して**令和6年11月15日(金)までに**
教育委員会学校教育課(市役所)へ提出して下さい。

なお、令和7年1月2日以降に転入された方は、随時受け付けますので、必ず市県民税所得課税証明書(当該年度)を添付してください。

2. 申請にあたって注意すること

- 原則、令和5年の所得に基づき審査・決定しますので所得の申告のない方は、審査ができません。
- 今回の新入学学用品費の入学前支給を申請し、認定を受けた方で、令和7年度就学援助の受給を希望される方は、4月以降に別途申請手続きが必要です。なお、令和7年度就学援助が認定となった場合、「新入学学用品費」は支給済みのため新年度分では支給しません。
- 提出された書類に修正や誤りがあることが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。

3. 支給について

- ・ 支給時期及び方法 1月下旬に指定された口座へ振り込み
- ・ 支給金額 57,060円

4. 問い合わせ先

- ・ 弥富市教育委員会学校教育課 電話 (0567) 65-1111 (内線 414)|
(裏面があります)



5. 就学援助の対象者となることができる家庭

お子さんと生活を一にしている世帯員が、同一の項目に該当していることが必要です。

番号	対象者（申請理由）	添付する証明書類等 ※世帯全員の状況が証明できることが必要です。
①	令和6年4月2日以降生活保護が停止又は廃止された。	・証明書類の添付は不要
②	市町村民税が非課税又は減免された世帯	市町村の税務担当課が発行する非課税証明書（原本）又は税額変更（決定）通知書の写し（令和6年1月1日時点において、弥富市にお住まいの方は、必要ありません）
③	個人事業税又は固定資産税が減免された世帯	個人事業税・・・県税事務所長の証明 固定資産税・・・納税証明書又は減免を証明する証明書
④	国民年金の掛金が減免又は国民健康保険料が減免若しくは徴収猶予された世帯	国民年金保険料免除承認通知書又は国民健康保険料減免承認決定通知書の写し
⑤	児童扶養手当が支給された世帯	児童扶養手当証書の写し ※児童手当、特別児童扶養手当、遺児手当は該当しません。
⑥	その他、生活保護を受けている方に準ずる程度に経済的に困りの方 （①～⑤に該当しない方）	令和6年1月1日時点において、弥富市に住民票がない方については、世帯全員（同一住居に居住し生計を一にする者及び住居が別でも経済的に一体性を有する者）の前年中の所得が分かるもの（当該年度の市県民税所得課税証明書）を添付してください。（令和6年1月1日時点において、弥富市にお住まいの方で所得の申告がある方は、添付書類は必要ありません。）
※援助を受けることができるのは、令和5年中の所得が基準以下で、お子さんを学校へ就学させる費用にお困りの方です（給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が所得金額となります。）。なお、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの状況を受給申請書の「申請理由」欄に記入してください。		

参 考

認定所得の目安（世帯全員の年間所得の合計）

（単位 円）

	モデルケース	就学援助を受けることができる年間収入の目安			
		持ち家の場合		賃貸住宅の場合	
1	母、子1人（2人家族）	収入額	2,616,000 以下	収入額	3,664,000 以下
	母（35歳）	所得額	1,751,200 以下	所得額	2,491,200 以下
	子（12歳～15歳）1人				
2	母、子2人（3人家族）	収入額	3,524,000 以下	収入額	4,552,000 以下
	母（35歳）	所得額	2,386,800 以下	所得額	3,201,600 以下
	子（12歳～15歳）2人				
3	父母、子1人（3人家族）	収入額	3,408,000 以下	収入額	4,360,000 以下
	父母（35歳）	所得額	2,305,600 以下	所得額	3,048,000 以下
	子（12歳～15歳）1人				
4	父母、子2人（4人家族）	収入額	4,200,000 以下	収入額	5,100,000 以下
	父母（35歳）	所得額	2,920,000 以下	所得額	3,640,000 以下
	子（12歳～15歳）2人				

（注1）収入額欄は、給与所得者の収入額の目安です。

（注2）所得額欄は、社会保険等の控除前の金額です。

（注3）上記の表は、あくまでも目安であり、家族構成、年齢、個別の状況等により認定できない場合があります。